

日本国環境省及びクウェート国クウェート民生庁との間の 都市廃棄物分野における協力覚書

日本国環境省及びクウェート国クウェート民生庁（以下「双方」という。）は、都市廃棄物分野における両国間の協力を強化・増進する目的で、以下のとおり決定した。

第1項

1. 本協力覚書（以下「MOC」という。）の目的は、都市廃棄物分野における発展の相互利益を得るために双方の間の協力を増進、促進及び強固にすることである。
2. 本 MOC は法的拘束力を持たず、双方に何らの法的権利又は義務を生じさせるものではない。

第2項

本 MOC は以下の分野を含む。

1. 都市廃棄物管理政策
2. インフラ開発（都市固形廃棄物、公衆衛生、環境保護など）

第3項

本 MOC の下での協力の種類は次のとおりである。

1. 第2項で述べられている分野、及び双方が関心を有するその他の分野に関連する都市廃棄物についての情報及び経験の交換
2. 政策開発（例：都市廃棄物管理マスタープラン）についての経験の共有
3. 研修及び研究
4. 上記分野に関連する、双方によって開催されるワークショップ、セミナー及びその他への参加招待
5. 双方が関心を有し、目指す目的の達成に寄与するあらゆる形態の協力

第4項

別途定められる場合を除き、いずれの側も本 MOC の下で行われる活動へ自らが参加することにより生じる費用について責任を有する。本 MOC に定められる行動は、海外への現金送金を必要とする、双方間の財政的コミットメントを伴わない。

双方は、両国の法令に従って、都市廃棄物分野における両国からの民間企業及び事業体

間の協力の発展を円滑化する。上記で言及された協力の分野及び種類に関連するプロジェクトの実施には、企業と事業体の連携を含めることができる。各プロジェクトの対象範囲、必要とされる人的及び技術的資源並びに経済的及び財政的条件は、それぞれ個別に決定される。

第5項

本 MOC に定められる事項の解釈又は適用に起因し双方の間で生じる相違は、双方の間の協議によって友好的に解決される。

第6項

- 1 . 本 MOC は、日本側がクウェート側からその必要な内部手続が完了した旨の通知を受領した期日から開始する。
- 2 . 本 MOC は双方の同意により変更でき、その変更は 1 で言及される手続に沿って、開始する。
- 3 . 本 MOC は、一方が他方に対して本 MOC の終了を希望することを書面により通知しない限り継続する。本 MOC は、当該通知を受領した日から三十日後に終了する。
- 4 . 本 MOC の終了は、本 MOC の下で行われた特定の取決め、プロジェクト及び活動の有効性又は継続性に、当該取決め、プロジェクト及び活動の終了まで影響を与えない。

2016 年 5 月 12 日、東京において署名された。日本語、アラビア語及び英語で各二通の原本から構成される。全ての原本は同等の価値を有する。解釈に相違がある場合は、英語の原本が参照される。

日本国
環境省のために

クウェート国
クウェート民生庁のために

井上 信治
環境副大臣

ハーリド・ジャーララー
外務副大臣